

新潟市廃止石油坑井封鎖検討委員会設置（開催）要綱

（目的）

第1条 新潟市秋葉区新津油田地域内鉱山において、新潟市が実施する廃止石油坑井封鎖事業の次に掲げることに関し必要な協議を行い、専門的な意見を反映した意見書を市長に提出することを目的として、新潟市廃止石油坑井封鎖検討委員会（以下「委員会」という。）を開催する。

- （1） 坑井封鎖を目的とする坑内調査等の事前調査に関すること。
- （2） 事前調査の結果と封鎖の可否に関すること。
- （3） 封鎖工事の手法に関すること。

（委員構成）

第2条 委員会は、学識経験者等の専門家4名以内をもって構成する。

- 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 委員に欠員が生じた場合は補充することができる。ただし、その任期は前任者の在任期間とする。

（委員長）

第3条 委員会には、委員長を置く。委員長は、委員の互選により選出する。

- 2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長を務める。

- 2 委員長は、必要の都度、委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 3 委員会は公開を原則とする。

（秘密保持）

第5条 委員は、委員会の席上知り得た秘密情報を他に漏らし、または窃用してはならない。その職務を退いた後も同様とする。

- 2 前項の規定は、第4条第2項に規定する委員会以外の者についても準用する。

（庶務）

第6条 委員会の運営に関する庶務は、秋葉区産業振興課が行う。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和5年7月25日から施行する。